

平成24年第19回教育委員会定例会

開会年月日 平成24年10月9日(火)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外 松 和 子
同 委 員 内 藤 幸 子
同 委 員 天 沼 英 雄
同 委 員 安 藤 睦 美
同 教育長 河 口 浩

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

2 協議

- (1) いじめの問題への取組について〔継続審議〕
- (2) 平成24年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

3 報告

- (1) 教育長報告
練馬区ジュニア・オーケストラ第24回学校演奏会の開催について
その他
平成25年度区立幼稚園入園申込み状況について
練馬区立谷原小学校校舎改築落成披露式の開催について
給食の放射性物質検査の日程について
その他

開 会 午後 2時00分
閉 会 午後 3時20分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	阿形 繁穂
こども家庭部長	郡 榮作
教育振興部教育総務課長	岩田 高幸
同 教育企画課長	羽生 慶一郎
同 学務課長	古橋 千重子
同 施設給食課長	山根 由美子
同 教育指導課長	吉村 潔
同 総合教育センター所長	伊藤 安人
同 光が丘図書館長	内野 ひろみ
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	木村 勝巳
こども家庭部保育課長	内木 宏
同 保育計画調整課長	杉本 圭司
同 青少年課長	浅井 葉子

傍聴者 2名

委員長

ただいまより平成24年第19回教育委員会定例会を開会する。
 本日は傍聴の方が1名お見えになっている。
 では、案件に沿って進めさせていただきます。
 本日の案件は陳情4件、協議2件、教育長報告2件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

委員長

はじめに陳情案件である。
 現在、継続審議中の陳情4件であるが、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日はすべて継続としたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

委員長

では、「継続」とする。

協議(1) いじめの問題への取組について

委員長

次に、協議案件である。(1)いじめの問題への取組について。

この協議案件については、前回までの協議を踏まえて、事務局より資料が提出されている。説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

資料が複数あるので、ただいま説明のあった資料について、資料ごとにご意見をいただきたいと思う。

まずはじめに資料1の1。いじめ等対応支援チームの設置についてをやってまいりたいと思う。

この案に関しては、前回の協議で各委員からいろいろご意見をいただき、賛同をいただいている。本日は前回の協議を踏まえて、この支援チームの詳細について今、説明のあったとおり、提案がされている。この内容について各委員のご意見、ご質問を伺う。

天沼委員

9月24日のときの資料と本日お配りいただいている資料との違っているところは、協議内容のところ、前は4番が教育委員会の取組だったのであるが、今回は4番が関係機関との連携強化に向けた取組、5番が就学前教育の支援というのが変わってきている。新しく入ってきたところで、就学前教育への支援ということなのであるけれども、どういう内容であるのか、いじめ問題に対する支援というのはどういうふうに行われるのかということをお聞きしたいと思う。これが1点である。

同じようにもう1つ、組織のところであるけれども、小中学校PTA連合会が推薦する者というのと、その他、協議する内容に応じて委員長が必要と認める者という2点が新しく加えられていて、これは要するに、子供の身近にいろいろな事情をご存じな方を委員の中に加えて、協議を、協議というか、実際のものに近づけたいという狙いがあるのかと思う。と同時に、先ほどご説明の中で管理職の方々に委員に加わっていただくということは、教育委員会のほうで共通認識を図ってくという狙いもあるのかと考えたのであるが、その点、狙いというか、そういうものを教えていただければと思う。

教育指導課長

まず、前回は教育委員会の取組、協議内容のところでもそういうことが入っていたのであるけれども、(1)から(5)まですべて教育委員会の取組みの中であるもの、あるいは学校でやるものとあるので、ここでは教育委員会とか学校とかというカテゴリーではなくて、実際の取組み内容として書かせていただいた。そして(5)に就学前教育を入れたというのは、やはり、いじめの問題というのは子供たちの人間関係のつくり方というだろうか、小さい時期からそういうものをきちんと身につけさせていく。就学前の子供たちにはそれなりのやり方でいわゆるソーシャルスキルのトレーニングのその中の基礎的なものというのだろうか、そういうものは就学前からやはりやっていく必要があるだろうということで、教育委員会の組織も今一緒になっているので、そういったことで考えたときに、どんなことができるのか、そういう意味で(5)をつけ加えさせていただいたということである。

それから、組織のほうであるけれども、前回のこの教育委員会のご意見の中で、やはり保護者というかPTA関係の方が必要ではないかというご意見があった。または、現役ではないほうがよろしいのではないかということもあったので、PTA連合会に相談して推薦していただける者という形で一定PTA関係の方にも入っていただく。それから、その他、協議するというので、新たにこのいじめ対策を考えていくわけなので、その対策を講じていく中でここにいるメンバー以外で管轄している例えば、部署の方が必要に応じて入れるような形ということで、こういう形をとらせていただいたということである。

以上である。

委員長

ほかにいかがか。

安藤委員

就学前教育への支援という新しく入ったことで、私はほんとうにいじめというのは学校の中で今起きることとして取り上げられているけれども、小さいときからの取組みは大切かと思うので、また、子供たちへの働きかけというのは早くから行ったほうが効果的ではないかと思われるので、ぜひここはやっていただきたいと思う。

それから、言葉の問題なのかもしれないけれども、前回の臨床心理士と、それから心理教育相談員との、多分違う職種だと思うのであるが、心理教育相談員の方というのは、おそらくカウンセラーとかそういう資格をお持ちの方ではなくて、あくまでも相談させている方ではないかと私は受けとめているのであるけれども、臨床心理士もしくはスクールカウンセラーや、そういった方々のほうがいいのではないかとちょっと思うのであるけれども、そのあたりはいかがだろうか。

それからもう1つ。就学前の関係者ということで、幼稚園長会の方が入っているけれども、これは保育園というのは横のつながりとか、そういう会みたいなものはあるのか。もしあった場合、その方々の代表は入っていただくことはできるだろうか。

総合教育センター所長

こちらの資料、総合教育センターのところに心理教育相談員と書いてあるところについての回答である。

私ども、非常勤職員の子供に対しての心理的な支援をするという者として心理教育相談員という名称の非常勤職員を設置しているところである。私どもに25名ほど、こういう心理教育相談員を擁しているところなのであるが、2人を除いて、全員が臨床心理士の資格を持っている。非常勤職員であるので、兼業ということも許される。ほかのところでもスクールカウンセラーをやっている者もいるし、そういうような子供に対してのケアが十二分にできる者がいて、そういうことをこのチームの中では想定して考えているところである。

委員長

ありがとう。

教育指導課長

保育園のお話があった。保育園あるいは学童クラブであるとか、学校応援団であるとか、そういういわゆる小中学校の放課後あるいはその部分も含めて、この会の中では考えていくのであるが、先ほど申し上げたように、組織の人数がこうやって入れていくと、どんどん増えていって、確かに大事なことだとは思うのだけれども、その辺の学童、応援団あるいは保育園関係についてはこども家庭部長に兼ねていただいて、そこに入っていただいてということで、現段階では考えているということである。

委員長

今のことであるけれども、必要に応じて例えば、学童の指導員の人に来ていただくこともあると、広くそのように解釈してよろしいのか。

教育指導課長

例えば、学童との連携とかいう部分であれば、必要に応じてその関係の方を増やすということである。

委員長

わかった。ほかにはいかがだろうか。

内藤委員

今までの話し合いを受けて追加された部分が適切になっていると思うので、この案で結構かと思った。いじめ対応支援特別チームというので名称があるが、特別チームということでわかりやすい名称がついたと思う。

それとちょっと1点なのであるが、2番の協議内容のところの4番のところの関係機関との連携強化に係る取組とあって、それも大事なことだと思っているのであるが、この家庭や地域との連携というのは1、2、3にも当然入ってくることなので、それは抜かしてあるのか、ちょっとこのくくり方の関係でこういうふうになったのかと思ったの

であるが、その辺は話し合いの中で当然出てくると捉えればよろしいのだろうか。ちょっとそこら辺を。

教育指導課長

当然、家庭や地域との連携も話し合いの中で出てくる対応なのであるが、確かにちょっとこの中でいうと、家庭や地域との連携というのは未然防止の中で家庭や地域と連携したり、例えば、早期解決のところでは家庭や地域とということがあるので入れなかったのであるが、ちょっとそこは新たに1つ入れたほうがいいのかどうかはちょっと検討させていただきたいと思うけれども、もちろんこれは話し合いの材料としては考えてはいる。

天沼委員

資料1の裏側に新たに任期などの記載が今回入ったけれども、任期については1年間、ただし、再任は妨げないということであるので、4から6、9はいじめ等対応支援チームといじめ対応支援特別チームの両方にかかる事柄なのだろうか。それと、1年ごとに委員が交代、もしくは再任をするというふうな運営の仕方が今後続く解釈してよろしいのだろうか。

教育指導課長

2つ目のほうから申し上げると、1年ごとに委員を新たに委嘱していく。ただし、再任は妨げないということであるので、必要があれば、継続して委員をすることもある。

それから1つ目のことについては、あくまでもいじめ等対応支援チームであるから、ちょっと書き方が悪かったのかもしれないが、3の組織の(1)の対応支援チームについては1年ということであるけれども、特別チームというのは何かそういうことが起きたときに設けるものであるので、特に任期ということではなくということである。

天沼委員

わかった。ということは、特別チームについてはこの限りではないということで、その時点で急遽設置されるということなわけであるか。そうすると、それについて、何らかの別に定めるような規定などなどはあるのか。

教育指導課長

このいじめ等対応支援チームについても、それからいじめ対応支援特別チームについても、設置するということであれば、設置要綱というようなものを今後つくっていくので、その中である程度ははっきりさせたいというふうには考えている。

内藤委員

先ほどの話にちょっと戻るが、家庭や地域の文言については、せっかく構成員の中に小P連の推薦する方を入れてあるので、家庭・地域というのを入れたほうがわかりやすいかという気がするのですが、いかがか。

教育指導課長

家庭・地域との連携ということを入れる方向で検討させていただく。

委員長

教育長も入っておられるし。

天沼委員

家庭・地域関連機関との連携強化という。

委員長

ほかにはいかがだろうか。

教育長

これはもうとにかく早くつくることが大事であるので、早く立ち上げさせていただき、実効性ある対策を、具体的な対策をこの中で十分協議してつくり上げていく。それをさらに教育施策において対応させていくということが何よりも重要であるので、ぜひ大枠をご承認いただいて、立ち上げをさせていただきたいと思っている。

天沼委員

9番で委任となっているのだが、この教育内容その他は一切すべてが教育長がこの委員会に協議依頼をする、委任を行うという形をとっていかれるということか。

教育指導課長

基本的にはそういうふう考えている。

天沼委員

とすると、全部、教育長がすべて把握しているということは、あり得るかもしれないけれども、難しいかなと思うので、教育長のほうにいろいろ事前にこの支援チームのほうからこういう形で協議をしてくれという形の事前の打ち合わせというか、そういうことが行われてから、これが一つのテーマか何かみたいな協議内容になって、審議を行うようなそういうふうな流れになるわけか。

教育指導課長

当然、この支援チームの中でさまざまな協議が出てくることがある。そういうものを受けて、教育長が委員長になっているので、委員長である教育長がそういうものを受けて、では、次回あるいは次々回にどういう内容でやっていくかというあたりのことで運営事項を決めていくという流れになるかと思う。

教育振興部長

この資料のほうは、最後の9の委任の規定であるけれども、これは一般的にこういう

組織をつくったときに、8番までは実はこの設置についてということで決めてしまうわけである。例えば、では定足数はどうするのだとか、誰が招集してどういう決め方をするのだとか、中身の手続の話だとか何だとかについては8番まで一応何も書いてないわけであるので、そういう細かい会の運営のことについては教育長に委任するということであって、例えば、開催回数、もっと大もとでいえば目的はこういう目的でこの会をつくるのだとか、協議内容はこういう内容であるとか、委員構成はこういうことであるということは、これは既にこれで決めているということがあって、それを前提にした会の運営については教育長に委任するということで、全部を教育長に委任するということではないということで、8番までに書いていないような、ほんとうに会の運営については教育長に委任をするということであるので、そういう、具体の動きの話はということでご理解いただければ。

天沼委員

そうするとこの委任という言葉がちょっと私と引がかかって、協議会の運営とか、運営だということであると、これが私の理解だったので、委任というところでちょっと引がかかって。

教育振興部長

ちょっとこの項目立ての表現の問題もあろうかと思うが、一応、これが何というか、役所のつくりのところで、これは実は要綱とか要領にすると、最後のところに例えば、第9条として委任という形になって、この文言が条文として入ってくるみたいな形になるのが一般的な形であって、ちょっとそういう題名というか、項目の名称にしたということで、特段、委任ということで全部を全部ということではないということでご理解いただければと思う。

天沼委員

わかった。

委員長

ほかにはいかがであるか。よろしいか。

では、ほんとうにさまざまご意見をいただいた。ここでまとめたいと思う。

いじめ等対応支援チームの設置については承認でよろしいだろうか。

委員一同

はい。

委員長

では、承認とする。事務局においては、速やかに支援チームの設置を行うようお願いする。

次に資料の1の2、練馬区教育委員会いじめ問題対策方針（素案）についてである。

前回までの各委員のご意見を踏まえて、今後の対策方針についてまとめた素案である。
先ほど課長から説明があったとおりである。

それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。

天沼委員

今回は問題対策方針（素案）ということで、まず1番目の基本姿勢については前回にもこれでいいのかと思って、どの学校にも起こり得るという認識に立って、いじめが発生したときには被害者の立場に立って、組織的に対応していくという基本姿勢はこれまで事務局が学校側に対してご指導されていたということで、それはその基本姿勢はそのままでよろしいかなと思った。それから2番以降、2番の(2)で教育委員会の取組で、これ、実態把握ということも、前回にいろいろ議論の中にもあったと思うけれども、当事者、関係者の話をちゃんと聞き取るということも大切なことで、それも学校任せにせず、きちんと教育委員会として取り組んでいく必要があるのかなと考えた。

次の3の学校・教員への指導・助言。助言ということであるので、これについても最後、支援チームなどの支援を、あるいは特別チームなどの支援を得ながら、教育委員会として助言をしていくことが必要になるかと思った。

4番、保護者・地域。先ほども出てきたけれども、やはりいじめは学校内でも発生するけれども、それが学校外に広がっていくということ。帰り道で誰かが周りに囲まれて蹴られていたというふうなこともあるかと思う。であるので、そういう保護者や地域の方にも啓発してご理解をしていただくということがやはり防止策にも、いじめが発生したときには直ちにそれを把握できるかなと、ことが可能になるかなと思ったので、4番もそのとおりかと思う。

それから5番。いじめ改善となっているけれども、防止と発生した場合のいじめをいかに解決していくかというふうに読みかえたのだけれども、そういった制度をどういうふうに教育委員会としての制度を通しての場ということと、それから学校の中の制度の運用もあるかと思う。職員会議や生徒会、児童会などでのテーマとしてどういうふうに取り上げていくかというふうなことも考えて、これは制度の運用は両方、学校の、あるいは教育委員会の側のどちらにもまたがる運用を考えていく必要があるのかなと思った。

就学前教育についてはちょっと先ほどご意見があったので、ご説明があった等、今回新たにこういうふうな箇条書きで提出されたので、一つ一つやっぱりちょっと検討して聞かせていただこうかなと思った。途中なのであるけれども。

教育長

これはある意味では最終的には教育委員会としてこのいじめ問題についての練馬の教育としてはこれからどういうふうに対応していくのかという大きな方針を示すという意味での、これは素案になっているわけである。ただ、具体的な対応策が先ほどご承認いただいた支援チームの中で細かくやっていく。あくまでもこの対応策方針については大枠のところを方向性として教育委員会に示していくということで、今日もこれもまだ素案であって、箇条書きでこういう骨格で最終的にはまとめていったらどうだろうかとい

う素案をご提出申し上げている。先ほど、課長から説明があったように、この対策方針については支援チームの中でも中身を精査させていただいて、その議論の経過も含めて、またこの教育委員会にお持ちして、最終的に教育委員会でまとめていただければいいかと思う。イメージとしては具体的な施策はとにかく支援チームでもどんどんつくってやっていくと、実行していくというイメージである。ただ、あくまでも練馬区教育委員会としてこのいじめ問題に対してどういう方針で臨むのかといった大きな方向性みたいなものを最終的にこの教育委員会で発議できればいいかなということで、これはもう委員長からも言われている話でもあったので、今回、素案で示させていただいた。そういう位置づけだということをご理解いただきながら議論を進めていただければありがたい。

東京都の教育委員会のもああいう感じでもうご存じだと思うけれども、メッセージというか、ああいう形で出したけれども、アピールであるか、緊急アピールみたいなのを出した。そういうような練馬区の教育委員会としての一つの姿勢というか、いじめに対する姿勢を内外に示していくというような位置づけのものにできればいいと私は個人的にはそう思っている。

安藤委員

質問である。ちょっと私、理解ができなかったのだけれども、この教育委員会のいじめ問題対策方針というのは今後、この特別支援チームで出たことをもとにして、この教育委員会の取り組みや学校の取り組みを具体的に中身を決めていくという流れなのか、それともそれはそれで、特別支援チームは特別支援チームで考えていただいて、この今、骨格とおっしゃっていたけれども、この内容というのをここで示していくという。

委員長

今、教育長が言ってくださっていたのは、一応今日ここで問題対策方針を素案として提示していただいているけれども、先ほど承認いただいた対応支援チームのほうでも私たちのこの協議のいろいろな意見をもちろん持っていった上で、そこで協議していただいて、この方針の案をまたこの委員会のほうに返していただいて、最終的にはきちっとした形になるべく早く、喫緊の課題であるのでやっていくというような今の教育長のお話なのであるけれども、そういうふうにもたしていかなければならないかということだと思つるのであるけれども。

教育指導課長

今、委員長のおっしゃったとおりなのですけれども、一応問題対策方針、骨格を今日はお示し、ほんとうに骨格なのですけれども、こういう骨格に基づいて対応支援チームの中で、では具体的に、向こう、かなりいろいろな議論がなされると思うので、そういう議論をもとにしながら、最終的に問題対策方針というこの骨格に少し肉づけをした形で整理をしていくと。それをまた教育委員会の中でお示しするので、それで最終的に教育委員会の問題対策方針として決めていきたいということである。

教育長

ほんとうは何でも物事をつくるときに、役所的にいうと、まず総論があって、各論があるわけである。総論になるのは方針である。その方針に基づいて、では具体的に何をやっていくかというのは各論なわけである。今回も本来であれば、教育委員会で一定の総論の部分、方向性をびしっと決めて、それからそれぞれ支援チームをつくって、各論を具体的にやっていくというその筋道が本来の姿だと思う。ただ、今回は逆に各論から入ったわけである。各論を先にやろうと。つまり、今のいじめの問題は議論して、それがある程度時間がかかるのは待てない。むしろ、今、問題がいろいろな意味で浮き上がっているのをそれを一つ一つやっていたら、練馬区としてこういうふうにするのだということを対策つくって、具体的な実効性のある対策案として学校現場におろしていかななくてはならない。これは喫緊の課題だと、緊急の課題だと。逆に言うと、それをやっていく中で総論部分、大きな方向性みたいなものを逆につくり上げて、それを今度教育委員会として発表していこうという、ちょっと順序が逆なものであるから、大変わかりづらくて恐縮なのであるけれども、そういう意味ではこれを出すということは非常に重要なことであって、練馬区の教育委員会として、今後のいじめ問題に対応する基本的な考え方をしっかりと打ち出しをするということであるので、まさに、全体の総論の部分でこういう形でつくっていききたい。そのためにはここで議論していただくだけではなくて、今のつくろうとしている支援チームの中でも、同じようにこれについては詰めていくので、その結果をまたこちらにフィードバックさせていただいて、最終的にはこの5人の教育委員会の中でまとめ上げていければいいというのが私の考えである。

天沼委員

いろいろなほかの地域で起きているいじめでは、保護者会などが開かれて、なかなか学校の中がオープンになっていないというか、実態があまりよくわからないで、対応がどうなっているのかといったところの説明から入っている。であるから、そういう学校と地域とあるいは保護者との間の信頼関係がきちっと築かれていないところがやっぱりこじれてしまっているという原因の一つかなと思う。それをやるのは学校もそうだろうけれども、やはり教育委員会が責任を持ってそういう地域や保護者との間のパイプになって、そういう情報公開をしていくという役割も大きいかなと思う。これは例えば、4あるいはその他かもしれないけれども、マスコミなどへの対応がもしかすると大きな重大事件が発生したようなときには、当事者たちの方々にもご納得いただけるような、ちゃんとした対策をしていかないといけないので、そういった教育委員会全体として、区内の学校全体として、教育委員会が責任を持てるという、そういった当事者やマスコミに納得できるような新たな仕組みをきちっと取り組むと、手順であるとか、これはきちっとつくっておかないと、どこかでたたかれてしまう。ちょっと表現が悪いのであるけれども、そういうこともあるかと思う。そういう意味では、できることは、例えば、前にもお話が出てきたけれども、練馬区独自のルールをちょっと入れて、条例的なようなものにも踏み込んで、少し教育委員会としてできるのかなと思う。虐待の例を挙げたけれども、虐待防止法は法律としてはある。ところがいじめは何もないというのが今の現状かなと思う。虐待防止法はどれほど機能しているかということ、これもクエスチョンマークなのであるけれども、そういう規則的なものがないかなと。いわゆる曖昧性があ

る、いじめ自体が本人がいじめと認めたものがいじめだというところがやっぱり、そういう意味では、そういうものはつくりにくいし、どれほど機能するのかなというところもわかりにくい部分だと思うのであるけれども、学校ではできない部分を区全体として教育委員会がやれることはやっていくというところも考えていったらいいかと思うのであるけれども。

安藤委員

関連してであるけれども、私も今、天沼委員がおっしゃったことと似たようなことを考えていて、ちょっとずれてしまうかもしれないのであるけれども、例えば、いじめにかかわる重大事件が起こったときの対応はやはり、教育委員会で考えておいたほうがいいのかなと思う。マスコミとかそういうことなのであるけれども、大変デリケートな問題であるので、プライバシーや人権に配慮した情報公開の方法とか、そういったことをどうしていったらいいのかというのはやはりあらかじめ決めておいたほうが、例えば、配慮しているとはいっても、隠せば隠蔽だといわれ、また、隠してというか、情報公開しなければデマなどがインターネット等で流れて、今回の大津の事件でも関係のない方がインターネットでつるし上げされてしまったということもあったので、そういったガイドラインではないけれども、そうしたものはどこかで考えておいたほうがいいのかなと思う。もしそれができるのであれば、こういうところで決めていってもいいのかなと思う。

内藤委員

前回までの話し合いを受けて、2番では(6)(7)それから3番では(3)(5)(6)が追加されていると思ったので、私としてはよく話を受けて入れていただいている、よかったとまずは思っている。

ちょっと気になっている点は、先ほどのとちょっと似ているのだが、(4)の保護者・地域への啓発とあるのだが、今やっていることは啓発的なものが多いと思うのだが、もう少し踏み込んで、前はたしかかけ橋という意味で、行政サイドの相談窓口だけではなくて、保護者や家庭の側に立つというか、そういう窓口みたいなものをもしかしたら考えられるのかなというようなことも含めると、啓発だけではなくて、やっぱりこのあたりの連携というような言葉が必要なのかなとここでは感じている。それは2と3の(4)のところ、両方とも啓発で終わっているのであるが、ちょっとそれだけでは足りないように感じたので、連携がいろいろどうかは別として、そういう意味合いのもの、現在であると、例えば、既存のものだとすると、学校評議員であるか、学校評議員という制度は一つ、もちろん区の制度としてつくっているけれども、学校ごとに選んだ方々ということで、別に行政側の職員の方ではないというような形で、関係機関との連携となると、みんな、こうあるところ、職員という形になってくると思うのであるが、そういったような形も今後は何か発展させていく必要があるのではないかということも含めて、話し合っていたほうがいいいただけると思うので、それが話し合いのもとになるものを、啓発だけではなく、何か入れたほうがいいと思っている。

委員長

発展的なご意見であった。
ほかにはいかがだろうか。

天沼委員

学校の取組の(2)で、教員の指導力の向上で、練馬区版のいじめ対応のポイントを毎年先生方に配付して、研修などで活用していただくということなのであるけれども、これは当然やっていかなければならないことだと思うのであるけれども、一方で、学校の中だけではなくて、やはり対象者は先生、教員に確定しているのだけれども、誰が何をどのようにするかといったときに、外部の方、教員の指導力向上に対して外部講師というか、そういうこともこちらで検討する中で、そういう話も出てこようかと思うのであるけれども、そういう内容をもう少し考えたことも考えていっていただければと思う。

もう1つ続けてであるけれども、上の(5)のいじめ改善に向けた制度の運用なのであるけれども、これまで、いじめによって出席停止という処分を行ったということはあるのか。

教育指導課長

本区においてははない。

教育指導課長

実際には、この出席停止制度というのは、いじめた子をどうするというよりも、学級、集団の秩序を保つために運用するものであるので、本区においては実施した例がないということ。そして、そこに出席停止制度というのはもちろんできるのであるけれども、なかなか実施していくに当たっては課題もあって、現実的なところとしては、そこへいく手前のいわゆる別室指導というような形が現実的には各学校がもしそういう場合に取り組んで、今までも取り組んだ例があるけれども、別室指導という形で指導しながら、秩序を保っていくことを努力していくということになる。ただ、今回、こういういじめの非常に大きないじめが出てきたときに、いわゆる制度としてあるこの出席停止制度というものをどう考えるのか、それも対策方針としてはやはり一つ、議論になるべきところかなということなので、出席停止制度というのは教育委員会の取り組みであるので、あえて一つここにいじめ改善に向けた制度の運用ということの項目を起こしたということである。

委員長

まだあるか。大丈夫か。

内藤委員

さっきの4番のところの啓発プラスということで連携というふうに申し上げたのであるが、そうあればいいなと思うのであるが、8にその他というのがあから、その他のところでそういうものが出てくるとということもあると考えれば、その他でもいいのか

などは思う。修正できればとは思。以上である。

委員長

ほんとうにさまざまのご意見をいただいた。先ほどから何回か話が出ているが、作成に当たっては、この対応支援チームのほうで本日のこの審議を踏まえて、より具体的に対策方針案を作成していただきたいと思うが、よろしいか。

では、いじめ等対応支援チームに案の作成をお願いしたいと思う。作成に当たっては、本日まさにさまざまな角度から各委員からご意見をいただいているので、本日の審議を十分に踏まえて行うようよろしく願います。また、案ができ次第、委員会へ提案いただくよう、あわせて願います。

では、次に資料1の3、東京都のいじめの対応状況把握のための追跡調査について、各委員のご意見、ご質問をお伺いする。

天沼委員

先ほども説明があったけれども、7月の時点以降の対応の結果がいろいろ明らかになってきて、少しずつ今の状況がわかってきたと思う。

これを見ていくと、今日の資料だと、小学校と中学校を比較して、小学校のほうで認知したいじめの件数、そして解決した件数、それからいじめの疑いがあると思われる件数、それをいじめとわかり、対応した件数、その中でも解決した件数が、小学校のほうがちよっと解決の件数が少なくなって、未解決の件数が多い。未解決の件数が中学校の場合はどちらもゼロ、ゼロなのだけれども、まだ残っているというのが小学校のほうということで、中学校と小学校では多少違いがあるのかなと。発達段階のこともあれば、それがはっきりと解決に結びつかない何らかの対策の仕方の違いがあるのかなということも思った。そういう小中の違いということも少しここから見えてきていると思う。したがって、対策を考えるときに、そのことを少し加えながら、やっていく必要があるのかな、若干小学校のほう難しいなという感想を持った。以上である。

内藤委員

大津の事件以来、学校も教育委員会も大変熱心に取り組んでいただいたおかげで、ここに示されているいじめ等が大分解決されたということで、その面は大変よかったとまずは思った。ほんとうにご苦労さまなことだったと思う。ただ、まだまだ今指摘もあったように、小学校の場合は未解決の件数が11件、2番のほうでは2件とまだあるし、継続中のものもあるということであるけれども、例えば、この未解決のケースというのはどのようなケースが多くて、一体何が障害となって未解決なのかということがわかるようであれば、教えていただけたらと思う。

教育指導課長

なかなか難しいのであるけれども、事例を追っていくと、小学校のほうに未解決があるというのは、やはり、ちよっと一つは、小学校の低学年がちよっと、どうもはっきり、指導をしても、本人自身もいじめているという自覚があまりない。だけれども、相手に

としては嫌だ。その辺でなかなか指導しても、そのことをきちっと受けとめられない年齢というのは一つある。

それから、もう一つは件数としてそれほど多くないのであるけれども、誰がやっているのかがわからない。対応しているのだけれども。例えば物を隠して、文房具なんかを隠すというのがあるわけであるけれども、それは調べても、誰がやっているのかわからないので未解決としている。誰がやっているのかわかれば、そこにきちんと対応して、本人、あるいは保護者に対応するのであるけれども、中には誰がやっているのかわからないので、なかなか解決したとは言えない。未解決ということで挙げているという点もある。

委員長

まさに小学校低学年だと、ほんとうにそういう状況だと思う。

内藤委員

今の場合に未解決ということは、誰がやっているかわからないけれども、まだ状況が続いているということが未解決ということか。

教育指導課長

状況が続いているというよりも、結局、一定期間ないのだけれども、誰がやったかはっきりしないので、またいつ起きるかもしれない。何か対応したわけではないので、未解決としている。

内藤委員

そかも数に入っているということであるか。

教育指導課長

そうである。

委員長

そうすると、すごく厳しく現状を見ているという数ということであるか。

教育指導課長

そうである。

安藤委員

今後の予定なのであるけれども、この数値はどれぐらいの期間ごとに追っていくものなのか。

教育指導課長

次は11月。これは東京都が実施するわけではなくて、本区として同じ調査をやって

いこうかとは思っている。ただ、学校には調査すると同時に、解決した件数についてもこれでほんとうに大丈夫かどうかはわからないわけなので、とにかく解決したものについても、ほんとうに解決したのかどうか、継続して観察をするようにということで、学校には伝えている。

内藤委員

大津の事件がいろいろ報道されて以来、連鎖反応的に何か事件が起きてしまって、残念ながら東京都の品川区のほうでも9月に同じような事件が起きてしまったということはほんとうに残念だという思いが強くしている。一生懸命、どこも取り組んでいるにもかかわらず、こういう現象が起きてしまうということについて、教育長会とか、指導課長会とかで、そういったようなことについて、今のような視点から、何か話し合いで今後どうしたいみたいなことがあるのかどうか、そんなはからいがあつたら一つ教えていただけたらと思う。

それと、もう1つが、いじめ問題に関する緊急アピールというのが東京都から出されているが、これは全校を通じて児童・生徒に子供向けのはメッセージを配布すると書かれているが、これの扱いは今後どういうふうになっていくのかについて、どういう予定になっているのかを教えていただけたらと思う。

教育長

今回の大津の事件から教育長会で例えば、こういう形で一致して何かをやっていこうというような声にはなかなかならず、逆に各区がいかに知恵を絞って、自分の区はこれをやるぞということで、ある程度競争した部分があつただろうと。多分にマスコミ向けの部分もあるので、なかなか教育長会で議論をしても、やはり自分たちのところでどういうふうにしきんとこの問題に対峙していくかということのほうにどうしても向いてしまうかなと思っている。実際、そうだった。

ただ、何というのか、一つ落ちついて、やっぱり将来的な学校運営のあり方の問題として、これをどうしていったらいいのかというのは、これはどこの教育委員会も同じ問題をはらんでくるので、おそらく、今月も教育長会はあるので、多分この問題がやっとテーブルに乗って、これからの教育長会としての取り組みというか、例えば、教育長会の取り組みというのは、要するに東京都に対してどうするかとか、国に対してどうするかとか、言ってみれば、この間も内藤委員がおっしゃっていたけれども、人的な支援をどういうふうにする財源的な担保を持ってやらせるかとか、そういうことである。であるから、そういうようなこと、あるいは専門的な知識のあるスクールカウンセラーを全校に配置するようにするような大きく制度的に、あるいは教育環境で整備を図らなくてはいけない問題について、教育長会でおそらく議論されていくだろうなと思っている。

教育指導課長

教育指導課長会のほうの話題としては、やはり指導課長会としてはとりあえず大津の事件が出て、4月の段階、そして夏休み中に各区がまず早急に何ができるかということで、手は打っているのである。例えば、練馬区で言えば、リーフレットを独自に作成し

て、相談機関を全部一覧にして配るとか、ある区は出席停止制度というものを積極的に利用するという事で、職員に周知するとか、まず、緊急に打つ手というのはもう打っているのである。この後、では今回の大津の事件を受けて、あるいは9月になってから品川であったので、こういうことを受けて、新たにどうするかというのはほんとうに自治体それぞれで、練馬区のような形で、新たな協議会を設置しようと考えているところもあれば、今の段階では早急な手は打ってあるので、これを継続していくというところもあるし、それは自治体それぞれである。

それから、都の緊急アピールについてであるけれども、これについては本区は10月5日中に、先週の金曜日であるけれども、各子供、家庭に配布してくれということで、徹底をしている。その配布をするときに、この文面を使って、子供たちへの指導をする。ある中学校では、このアピール文を道徳の授業に活用するという事を考えているところもあるようである。本区としては5日中に必ず周知をして指導をするようにということでやってきている。

天沼委員

今の内藤委員のほうから、教育長のほうから人的支援ということをおっしゃられたのであるけれども、新たに人的支援ということも大変かと思うし、これまで学校に携わってくださった方はいろいろいらっしゃる。安全安心パトロールであるとか、いろいろな形で授業中の廊下とか、学校、校庭の中を見てくださっている方がいる。いじめというのは先生の見えないところでやる。そういう方々というのは、そういう先生と別のところで子供たちを見ている可能性もある。そういう方にも働きかけて、もっと学校にこういう方が子供たちがいる場所に姿を見せて、何もしなくてもいいけれども、大人がそこで動いているというか、そういうことが防止にもなるのかなと思って、一つ、そういう、これまでであるそういった資源を活用、いじめのほうにも、何というか、一つ、力を貸していただけるようなそういうことも考えていったらいいの。特に小学生なんかの場合はわかりにくい、解決したかどうかもわかりにくい。では、はじめからそれが起きないような雰囲気を作り、発生しないような状況が学校の中でできてくる必要があると思う。そういう意味では、子供たち自身の自覚というか、そういった、そういうことはいけないのだということを思ってもらって、道徳などの時間でやっていくことも大切であるけれども、一方で、力づくではなくて、雰囲気、起きない、起こさないというような学校の雰囲気をつくり上げていくということも大切かなと思うので、そういう方々のご協力もいただけたらと思った。中学校はまた別だと思う。内容的にはもう少し激しいのがあるのかなと思うのであるけれども。

委員長

大体よろしいか。提案等も含めて、各委員よりさまざまなご意見をいただいた。この協議については、本日はここまでとさせていただき、次回以降も審議を続けてまいりたいと考えている。ついでにはこの協議案件は継続でよろしいだろうか。

では、「継続」とする。

協議(2) 平成24年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

委員長

では、次の協議案件である。協議(2)平成24年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。この協議案件は、事務局より新たに提出されたものである。では、資料の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

項目が昨年度より増えるということで、委員の皆様には大変になるのであるけれども、事前に送ってくださるようなお話だったので、少しゆとりを持って目を通すことができると大分違うかなというふうには思う。

ご意見、ご質問等があったら伺いたいと思う。

天沼委員

実施方法の に先ほどご説明があったけれども、特定のテーマを取り上げてということであるけれども、このスケジュール、昨年は学校図書館と区立図書館の連携がテーマだったと思うのだけれども、今年もまた新たにテーマを決めて検討していくということになるのであるけれども、スケジュールはどういうふうになっていく。

教育総務課長

次回の10月22日のときに、事務局のほうでこんなものということで案をお出しして、その中で決めていただこうと思っているが、もし委員の皆様方で、むしろこういったものを取り上げたいというものがあれば、ご意見をいただければ、それも入れようかと思っている。

委員長

ほかにはいかがであるか。

安藤委員

今の質問であるけれども、特定のテーマのところ再委任になっている事業についても特定のテーマの対象になるのか。

教育総務課長

再委任になっているものも対象とするというふうに理解をしている。

委員長

それでは、次回以降、特定のテーマのことなど協議を続けてまいりたいと思う。したがって、この協議案件については継続としたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

委員長

では、「継続」とする。

(1) 教育長報告

練馬区ジュニア・オーケストラ第24回学校演奏会の開催について

その他

平成25年度区立幼稚園入園申込み状況について

練馬区立谷原小学校校舎改築落成披露式の開催について

給食の放射性物質検査の日程について

その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

今日は1件と、その他で何件があるので、よろしく願います。

委員長

それでは、報告の1番をお願いします。

総合教育センター所長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問等あるか。特によろしいか。それでは、その他の報告をお願いしたいと思う。

学務課長

平成25年度区立幼稚園入園申し込みを今度9月26、27日の両日行って、数字がまとまったので口頭で恐縮であるが、ご報告をさせていただく。

来年度については、廃園が決まっている光が丘あかね幼稚園と光が丘わかば幼稚園は4歳児の入園を行わないということで、北大泉、光が丘むらさき、光が丘さくらの3園のみ4歳児の受付をするというものであった。2日間での合計申込者数は191名である。北大泉幼稚園が63名、光が丘むらさき幼稚園が69名、光が丘さくら幼稚園が59名

である。現在、各幼稚園で面接を行っているが、その後、再面接、健康診断等を行って、入園決定者については11月の下旬に決定通知書をお送りしたいと思う。なお、3園ともいずれも定員に余裕があるので、12月3日から二次募集を受け付けたいと考えている。ご報告は以上である。よろしく願います。

委員長

ご意見、ご質問等あるか。特には、
それでは、その他、願います。

施設給食課長

2件あるのであるけれども、まず1点目。谷原小学校の校舎の落成記念披露式典についてである。谷原小学校、現在、校舎棟について改築をしているけれども、予定どおり工事が進んでいて、11月いっぱい校舎が完成する予定である。校舎が完成すると、その後検査をして、引き渡しがあって、子供たちが引っ越しをするのが12月23、24日あたり。来年から新しい校舎で勉強するという形になる。その後、今使っている校舎を壊して体育館をつくり、今の体育館を壊して特別支援棟をつくりという形で続いていくわけなのであるけれども、新しい校舎で子供たちが勉強することになってから、全体が全部終わるまでかなりまだ先になるので、校舎を使い始める前に、まずは校舎棟の落成記念式典という形をとらせていただきたいと考えている。

期日であるけれども、12月15日土曜日、午前10時から1時間程度を予定している。こちらについては、教育委員の委員長をはじめ、皆様方、それから区議会議員、学校関係者、官公庁、あるいは地元のPTAをはじめ、青少年委員の方々等をお招きして開催させていただきたいと考えている。今月中にはご案内をさせていただきたいと思うので、どうぞよろしく願います。

委員長

よろしいか。
それでは、続いて、その他を願います。

施設給食課長

今年5月から6月にかけて、学校給食の放射性物質検査について実施をしたところであるけれども、これについては全部で年3回ということで予定されていて、2回目のスケジュールが先週こちらのほうに連絡がまいった。急遽であったので、口頭でご案内させていただきけれども、2回目については今日から始まっている。10月9、10、11日。それと少し間をあけて、10月30日から11月いっぱいということで、全88カ所99校分の検査を実施する。こちらについては、前回と同様に検査したら、翌日の給食であるので、給食を使う前に結果が出るという形になって、結果が出次第、ホームページのほうにアップしていくという形で、まとまったら報告させていただきたいと存ずる。よろしく願います。

委員長

よろしく願います。

保育課長

今の給食の放射性物質の検査のことである。保育施設の給食用食材の放射性物質検査については、現在東京都及び各保育施設等、日程の調整を行っている段階であって、おおむね今年の12月と来年の2月末ぐらいを予定しているが、詳細が決まり次第、また報告をさせていただきたいと考えている。よろしく願います。

委員長

またそのときは、よろしく願います。

その他、報告等あるだろうか。

それでは、以上で第19回教育委員会定例会を終了する。